

「ギラヴェンツV預金2025」規定

「ギラヴェンツV預金2025」（以下、「この預金」といいます）は、この規定により、またこの規定にない事項については、定期預金等規定集の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定、並びに「ギラヴェンツV預金2025」景品規定により取り扱います。

1. 取扱期間

2025年3月3日（月）～2025年6月30日（月）

2. お申込み対象

個人の方（個人事業主の方を含みます）に限定させていただきます。

3. お預入れの金額等

（1）「この預金」の初回お預入れは、1口10万円以上1,000万円未満とします。

なお、「この預金」は小切手その他の証券類でのお預入れはできません。

（2）自動継続定期預金（元金成長型）の場合、継続日以降は1,000万円以上となることもありますが、その場合は自由金利型定期預金（大口定期）に切り替えてお預りします。

4. 預入期間

「この預金」のお預入れ期間は1年です。

5. 自動継続

（1）「この預金」は、通帳記載の満期日に前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

自動継続後の新元金が1,000万円以上となる場合は、同一期間の自由金利型定期預金（大口定期）に切替えてお預りいたします。

（2）「この預金」の自動継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、「この預金」は満期日以後にお支払いします。

6. 利息

（1）「この預金」の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます）および通帳記載の利率（継続後の預金については上記5.（2）の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後に当行所定の方法によりお支払いします。

（2）上記6.（1）にかかわらず、預入日から初回満期日の前日までの日数に適用する利率については、次のとおり約定します。

ギラヴェンツ北九州（以下、「ギラヴェンツ」といいます）が2025年度J3リーグ戦で1～6位以内となった場合、順位に応じて通帳記載の約定利率に、年間順位1～2位の場合は0.3%、年間順位3～6位の場合は0.2%の利率を加えた利率（以下、「特約利率」といいます）を適用します。

（特約利率の適用は初回満期日までです。）

「ギラヴェンツ」が1位～6位のいずれにも該当しなかった場合、または日本プロサッカー選手会のストライキや天災等、当行の責めに帰さない事由により順位が確定しなかった場合は、通帳記載の約定利率を適用し、「特約利率」は適用しません。

（3）「この預金」の利息は、満期日（継続したときはその満期日）に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

（4）利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

（5）継続を停止した場合の「この預金」の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

（6）当行がやむを得ないものと認めて「この預金」を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです）から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率によって計算し、「この預金」とともにお支払いします。

ただし、この場合上記6.（2）にかかわらず「特約利率」の適用はないものとします。

① 預入期間6か月未満

解約日における普通預金の利率

② 預入期間6か月以上1年未満

預入日（または継続日）におけるこの預金の「6か月」利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。）

（7）「この預金」の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. 譲渡、質入れの禁止

（1）「この預金」、および通帳、景品は、譲渡または質入れすることはできません。

（2）当行がやむを得ないものとして認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

（3）「この預金」について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は景品にもおよびものとします。

以上
(2025年3月3日現在)